

## 地域づくり団体登録基準

平成19年7月10日改訂

### 1 青森県地域づくりネットワーク推進協議会への地域づくり団体の登録基準

次のようなことを主な活動目的（内容）とする民間団体

- 〔農林水産〕 農産物等の産地化などに取り組んでいるもの
- 〔商工〕 商店街の活性化などに取り組んでいるもの
- 〔特産品〕 地域特性を生かした地域産品の研究や開発に取り組んでいるもの
- 〔イベント〕 地域イメージの創造や地域イベントの開催等に取り組んでいるもの
- 〔観光〕 地域の観光に役立つ活動を行っているもの
- 〔芸術・文化〕 地域の芸術文化の創造や伝承・保存によるまちづくりに取り組んでいるもの
- 〔福祉・教育〕 社会貢献活動やボランティア活動（福祉、青少年育成）に取り組んでいるもの
- 〔環境・景観〕 生活環境の整備、自然・景観の保全、良好な町並み形成等によるまちづくりに取り組んでいるもの
- 〔交流〕 他団体、地域住民等との交流や国際交流によるまちづくりに取り組んでいるもの
- 〔スポーツ・健康〕 各種スポーツ、健康を通してまちづくりに取り組んでいるもの
- 〔人材育成〕 地域に根ざした人材育成（人材育成塾、生涯学習活動の援助など）を行っているもの
- 〔ネットワーク〕 地域づくり団体や地域リーダーの支援及びネットワーク化などに取り組んでいるもの

### 2 地域づくり団体の登録から除外されるもの

同一業種に就く者の親睦や経営の安定を主な活動目的（内容）とするもの  
施設管理を主な業務とするもの

審議会及び市町村長等から委嘱又は依頼された者により構成され、市町村、広域連合、一部事務組合等（以下「市町村等」という。）が運営に係る経費を支出する等、市町村等の事業の実施のため設置される会議（名称は問わない）

既に解散しているものや登録後3年以上活動実績がないもの